

熊本商工会議所 チラシ同封サービス  
「商工ひのくにビジネス便」運用規程

熊本商工会議所

1. 熊本商工会議所 チラシ同封サービス「商工ひのくにビジネス便」（以下「本サービス」という。）は、熊本商工会議所（以下「当所」という。）が毎月発刊する会報誌「商工ひのくに」に、会員の販売促進等に係るチラシ等を同封し、当所会員に周知を図ることで、相互の経営の発展に資することを目的に実施します。
2. 本サービスの利用は、原則、当所会員に限らせていただきます。  
但し、当所会員であっても、本サービスの利用を希望する時点において、納付すべき会費が未納である場合には、利用をお断りすることもあります。
3. 上記2以外の関係機関及び団体、非会員である企業等が本サービスを利用できる場合は、次のことに限らせていただきます。  
なお、利用料金は当所会員とは別に定められた料金を適用しますが、当所が特に認めた場合は、この限りではありません。
  - ①当所が事務局となり、主催もしくは共催している事業やイベント、講演会等。
  - ②当所が「後援」、「協賛」、「協力」を承諾した事業やイベント、講演会等。
  - ③上記①、②のいずれにも該当しないが、当所会員等にメリットが見込まれるために、本サービスにて周知を行うことが相応しいと当所が判断したもの。
4. 本サービスに同封できるチラシ等は、責任の所在や掲載内容が明確であり、下記の事項に違反しないものに限ります。また、チラシに記載されている連絡先は、原則、熊本県内に有するものとなりますが、例外として、記載されている連絡先が県外であっても、当所会員企業であり、且つ他の商工会議所において同様のサービスの利用実績があり、クレーム等の支障が発生していないことが確認できる場合は、本サービスの利用を認めることがあります。  
なお、本条に違反したり、当所が不適当であると認めた場合は、本サービスは履行しないものとします。
  - ①公序良俗に反しないこと。
  - ②関係法律に反しないこと。
  - ③内容に虚偽があつたり、誤解を与えるものではないこと。
  - ④当所会員や消費者等に不当な不利益を与える恐れが無いこと。
  - ⑤その他、当所が本サービスを運用する上で不適当であると判断したもの。
5. 同封されたチラシ等の内容に関する責任は、その一切を利用者（広告主）に帰属します。  
本サービスにより生じた取引上等のトラブルについては、当所は一切の責任を負いません。
6. 本サービスの利用に関する手続き事務は、当所並びに利用者の双方の誠意を持って対応するものとします。

7. 本サービスは、折込希望発行月の2ヶ月前より申し込むことができます。  
なお、折込数は毎月1企業1件とし、最大10企業(申込先着順)に達した時点で締切とします。  
また、実施予定月において、申込企業数が揃わない等、やむをえない事情が生じた場合は当該実施月を繰り延べることもあります。
8. 同封するチラシ等の必要部数は、当所より利用者にご連絡いたしますので各自ご準備いただき、本サービスの利用を希望する「会報誌」発刊月の前月15日までに、当所が指定する業者に納品をお願いします。(残部は返却いたしません。)  
なお、当所に事前に連絡も無く、期日を過ぎてもチラシ等が納品されない場合には、利用者の都合により当該月の利用を破棄したものとします。  
また、この場合は、別途定めたキャンセル料を請求させていただきますとともに、以後の利用をお断りすることもあります。
9. 本サービスで同封できるものは、A4サイズ以下の「チラシ」および「冊子」(カタログ・パンフレットも可)です。  
なお、チラシがA4サイズより大きな場合は、二つ折りでA4サイズ以下になるものに限り同封可能です。(A4サイズより大きなチラシ等は、あらかじめA4サイズ以下に折りたたんで、指定業者に納品してください。)  
また、冊子はA4サイズ以下、かつ、重量100g以下のものに限りです。
10. 本サービスの利用料金は、別途規定に基づき、「会報誌」発刊後に当所より利用者にご請求いたします。利用者は、請求書に定めた期日までに速やかに入金をお願いします。
11. 当所の「会報誌」は、毎月10日頃に会員企業に配布しておりますが、諸般の事情等により配布が遅れる場合もあります。
12. この運用規程に同意し、本サービスの利用を希望する会員等は、申込書にチラシ等のサンプルを2部添えて、折込希望月の前々月末日(当日必着厳守)までに、熊本商工会議所にて手続きを行ってください。  
なお、申し込みの手続きは、前回同様の内容であっても、毎回必要となります。

#### 付 則

- (1) 本サービスは、平成21年8月1日より実施します。
- (2) 利用料金一部改定。平成22年4月2日より施行します。
- (3) 同封物に冊子(カタログ・パンフレット)追加、および、利用料金一部改定。  
平成23年4月1日より施行します。
- (4) 連絡先掲載に係る規定を一部改定。平成27年4月1日より施行します。

## 「商工ひのくにビジネス便」 利用料金案内

平成27年4月1日改定

### <基本料金>

#### (会員企業等)

折り込みチラシ等のサイズ	基本料金 (税込み)
①A4/B5サイズ	86,400円
②A4を超えるサイズ (A3/B4など)	97,200円
③冊子 (A4サイズ以下、かつ、重量100g以下)	129,600円

#### (非会員企業等/運用規定第3条に該当)

折り込みチラシのサイズ	基本料金 (税込み)
①A4/B5サイズ	172,800円
②A4を超えるサイズ (A3/B4など)	194,400円
③冊子 (A4サイズ以下、かつ、重量100g以下)	259,200円

### <特別料金 (基本料金より25%割引)>

直近12ヶ月以内に本サービスを再度利用された企業等が対象となり、2回目以降の料金を基本料金より25%割引いたします。

- 注) ①「利用料金」は、本サービスを運営する上でやむをえない事情等により改定される場合があります。また、同封されるチラシ等の重量や厚さにより、別途料金を加算させていただく場合もあります。
- ②「当所会員」に登録されている企業等であっても、本サービスの申し込み時点で会費が「未納」もしくは「入金の確認が出来ない」場合には、「非会員企業等」の料金となります。
- ③「A4サイズ」より大きなチラシを折り込む場合は、あらかじめA4サイズ以下に折りたたみ、当所指定業者まで納品をお願いいたします。なお、折りたたまずに納品された場合は、利用料金の他に、別途手数料 (実費) を請求させていただきます。
- ④運用規定 第8条に記載する「キャンセル料」は、申込書に該当する上記料金に対し、次の通りとします。

(1) 納品締切日 5日前までに当所に連絡があった場合	キャンセル料 なし
(2) 納品締切日 4日前までに当所に連絡があった場合	利用料金の120%
(3) 納品締切日当日までに連絡がなく、締切日を過ぎても当所に連絡がなかった場合	利用料金の150%